

シリーズ「わが家の建築」④

～接道(せつどう)～

家を建築することは、夢のある一生の大事業です。家は家族だんらんのもであり、そして街の顔の一部でもあります。そこで、みなさんが家を建築するときの参考になるよう「わが家の建築」をシリーズでお知らせします。

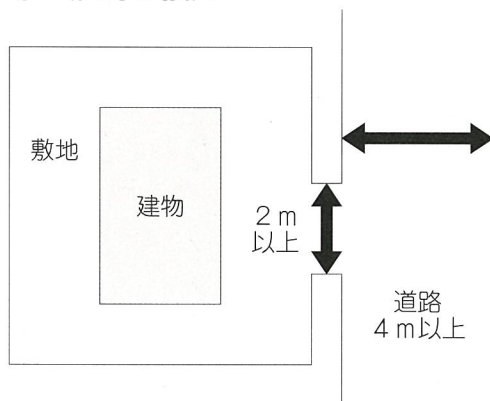
建物を建築するときの敷地は、原則として幅4 m以上の道路に2 m以上で接していなければなりません。この「敷地と道路」の関係を接道と言います。これは、火災や災害が発生した時など、皆さんが安全に避難したり、緊急車輛が通れるだけの道幅を確保することを目的に建築基準法で定められています。

もし道幅が4 m未満だった場合※でも、将来4 mの道幅を確保できるよう、建築の際には建物を後退させること(セットバック)によって建てるのが可能です。

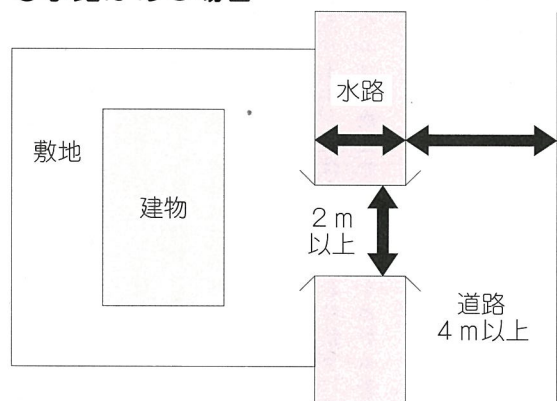
※4 m未満の道路については、建物を建てられない場合がありますので、都市建設課で確認してください。

接道の例

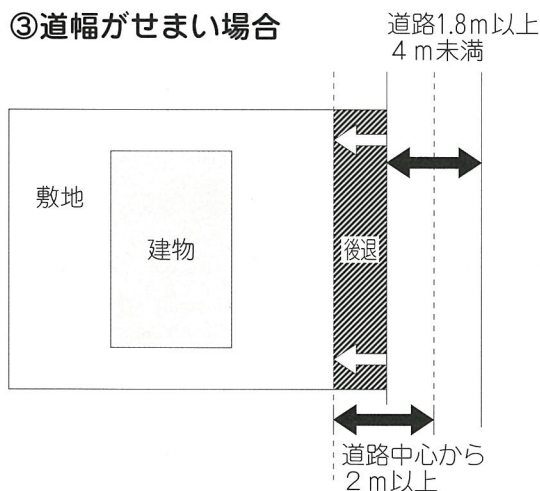
①一般的な接道



②水路がある場合



③道幅がせまい場合



★道路と敷地の間に、幅2 m以上の水路等がある場合は、事前に建築審査会の許可が必要です。

また、敷地への出入に水路を通らなければならない場合には、水路幅にかかわらず水路管理者への占用手続が必要です。



建物を建築する前に「**建築確認申請**」を忘れずに。(町全域が対象です)

都市計画や建築の問い合わせ先は、都市建設課都市整備室(☎043-1211 内線1632)です。